資金移動サービス取引利用規約(個人のお客様用)

第1章　総　則

第1条　目　的

1. 本サービスとは、原則として、お客様からの海外送金依頼に基づき、当社の親会社であるBDO Unibank Inc.（以下「BDO」といいます。）、BDOの提携金融機関、当社又はBDOに対して送金サービスの提供、送金資金の受入れ、送金決済、資金管理、本人確認、法令遵守対応その他本サービスの運営に関連する業務を提供する金融機関、取扱店、委託先その他の事業者（以下、総称して「提携先等」といいます。）を通じて、当社が指定する方法により、送金受取人が送金資金を受け取ることができるサービスをいいます。

第2条　資金決済法に基づく事項

お客様は、銀行等が行う為替取引との誤認防止に関する事項につき、以下の各号を十分に理解し、承諾したうえ、本サービスを利用します。

1. 当社は、「資金決済に関する法律」（平成21年6月24日法律第59号。以下、「資金決済法」という。）に基づき登録を受けた資金移動業者であり、当社が提供する本サービスは、銀行等が行う為替取引ではありません。
2. 本サービスは、当社が預金若しくは貯金又は定期積金等（銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいう。）を受入れるものではありません。
3. 本サービスは、預金保険法第53条又は農水産業協同組合貯金保険法第55条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
4. 当社は、資金決済法第43条の規定に従い、本サービスの利用者に対する債務を担保するため、所定の方法により算出された履行保証金を東京法務局へ供託します。
5. 当社が本サービスに関し負担する債務を弁済できない場合、当該債務に関する債権者は、履行保証金について、当社に対する他の債権者に先立って、弁済を受ける権利（以下、「還付請求権」という。）を有します。還付請求権は、送金受取人が現実に送金を受取るまでは、お客様に帰属するものとします。当該送金受取人が現実に送金を受取った後は、お客様は、還付請求権を行使することはできません。

第2章　本サービスのお客様登録

第3条　本サービス利用の登録

お客様は、本サービスの利用するにあたって、当社所定の手続きに従って、お客様登録の申込みをするものとします。申込みに際しては、当社所定の顧客登録申請書（申告方式）（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入し、記入した事項が真正であることを確認した上で、申請書の所定欄に署名し、当社に提出するものとします。なお、申請書への署名により、お客様が、本規約及び当社が定める本サービス提供に関するその他の規則の内容を理解しそれに同意したものとみなします。

1. 当社は、当社の基準に従って適当と認めた場合に、お客様の登録を承諾し、ID番号を発行します。
2. お客様登録の有効期間中にお客様からお客様登録の抹消の申出があった場合、当社はお客様登録を直ちに抹消いたします。なお、契約期間中の抹消に際して、その費用のお客様負担は生じません。
3. 登録されたお客様本人以外はID番号を使用できません。第三者に貸与、譲渡、質入れ及び担保等に提供する等の行為（以下、「第三者への貸与等」という。）は禁止されます。お客様による第三者への貸与等により当社に損害等が生じた場合において、当社はお客様にその損害等を請求できるものとします。なお、ID番号はお客様自らで厳重に管理しなければなりません。当社は、同番号が第三者に知られた結果として生じた損失又は損害に対して責任を負わないものとします。
4. お客様は、ID番号を紛失した場合、あるいは第三者に知られた場合には、再発行の手続きを当社に対して依頼するものとします。

第4条　本人確認

1. お客様は、来店あるいは郵送等で、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業等のお客様に関する情報（以下、「お客様情報」という。）を記入した申請書等必要書類（以下、「申込書類」という。）を提出し、お客様登録の申込みができます。当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年3月31日法律第22号）」、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）」その他の関係法令（資金決済法を含め、適用ある法令を以下、「法令等」といい、当社が通常、遵守を求められる関係官庁の行政指導、指針、政策及びガイドライン等も含みます。）に基づき当社所定の方法でお客様の本人確認を行い、前条に規定するID番号を発行します。
2. お客様情報に疑義が生じた場合、お客様以外の者がお客様になりすましている疑いが生じた場合、法令等により本人確認が必要となる場合、その他当社が認めた場合には、本人確認のためお客様に対して、その内容を裏付けるため、追加的に当社が適当と認める本人確認資料等の提出を要請することができるものとします。お客様は、速やかに、当社から要求された書類等を提出します。
3. 当社は、第1項又は第2項に定めるお客様の本人確認手続ができない場合には、本サービスの提供をお断りすることがあります。本サービスの申込みを承諾した場合であっても、あらかじめ届けられた本人確認情報や後に提供された情報が、虚偽であること、又はそれを裏付けるための資料が無効又は不正に入手されたものであることが判明した場合は、お客様登録及び本サービスの提供を取り消すことができるものとします。

第5条　届出事項の変更

1. お客様は、お客様情報を変更する場合又は変更があった場合には、ただちに当社所定の書面をもって、届け出るものとします。また、変更事項を証明する書類を提出するものとします。
2. 届出による変更は、当社が必要な変更手続きを完了した時点で有効となるものとし、その前に、当該変更に起因してお客様に生じた損害については、当社は責任を負いません。また、届出事項の不備又は届出を怠ったことに起因してお客様に生じた損害についても、当社は責任を負いません。

第6条　通知の不到達

1. 届出られた住所及び氏名に、当社が書類等を郵送した際、お客様に到達しなかったときは、当社は当社が商取引上合理的に選択する範囲と方法でお客様情報の確認を行い、お客様情報の正確性につき確認できない場合には、登録情報の削除を行います。なお、届出られた電話番号や電子メールアドレスに電話あるいは送信し、不到達となった場合も同様とします。
2. 届出られた住所に、当社が書類等を送付した場合において、交通事情などの理由により延着し、又は到達しなかったときでも、当該延着又は不到達の事実につき確認がとれない場合を含め、当該書類等は、当社の故意又は重過失に起因する延着又は不着の場合を除き、遅延等がなければ通常到達したであろう時期にお客様に到着したものとみなし、そのために生じた損害等については、当社は責任を負いません。また、届出のあった電子メールアドレスへ電子メールを送信した場合においても、通信事情などの理由により延着し、又は到着しなかったときについても同様とします。

第7条　本サービスの提供の停止

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合には、お客様に対して事前に通知することなく、本サービスの全部若しくは一部の停止又はお客様登録を抹消することができるものとします。
 a. お客様の所在が不明になったとき
 b. お客様が1年を超えて本サービスを利用しなかったとき
 c. 本規約及びその他取引規約に違反し、又はそのおそれがあると認められるとき
 d. 本サービスが法令等や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められるとき
 e. お客様の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、又はお客様の提出資料が真正でないことが判明したとき
 f. お客様が、(i)暴力団、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者等（以下、「反社会的勢力」という。）、又は(ii)公衆等脅迫目的の犯罪行為あるいはテロリズム行為を実行しあるいは実行しようとする者、若しくはかかる行為を実行しようとする者に直接若しくは間接に利益を供与し又はその他の支援をする者（以下、「テロリスト又は支援者」という。）、国際的にテロリスト又は支援者として指定されている者、ないしそれらに準じる者若しくはこれらのいずれかであった者（以下、「テロリスト等」という。）に該当することが判明したとき、又は該当していると合理的に疑われるとき
 g. お客様が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をしたとき、又は行為をしたことが合理的に疑われるとき
 a. 暴力的な要求行為
 b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 e. その他前各号に準ずる行為
2. 当社は本サービスに係るシステムのメンテナンス等のために本サービスを一部又は全部を停止することがあります。

第3章　海外送金サービス

第8条　送金の依頼

1. 当社は、お客様から、営業日及び営業時間内で、当社の窓口に来店いただく方法、当社の指定する電話番号に電話をかける方法又は郵送により、送金の依頼を受付けるものとします。
2. お客様は、当社所定の申込方法により、当社所定の事項を書面あるいは電話にて申告することで送金の依頼を行うことができます。
3. お客様は、海外送金依頼を行うにあたり、適用される法令等に基づき、次の手続きをとるものとします。必要に応じ、電話又は電子メール等で連絡し、当社が指定する書類の提出を求めることがあります。
 a. 送金内容の申告をするに際して、送金目的その他必要事項を正確に行うこと
 b. 当社所定の本人確認資料の提示又はその写しを提出すること
 c. 政府の許可等が必要とされる取引については、当該許可を証明する書面を提示又はその写しを提出すること
4. お客様は、次の各号に定める方法により、当社に対して、指定した日時までに送金資金並びに当社所定の送金手数料及び諸費用を日本円で支払うものとします。なお、（1）及び（5）の場合を除き、お客様からの請求がない限り、当社は受取証書を発行しません。
 a. 当社窓口に来店され入金する方法
 b. 当社指定の銀行の窓口あるいはATMを利用し入金する方法
 c. 郵便局の窓口あるいはATMを利用し入金する方法
 d. 当社提携先のATMを利用し入金する方法
 e. 当社宛に現金書留で送金する方法
5. 送金受取人に対して送金資金を送る当社の義務について当社がお客様に対して負担する債務は、お客様から当社が受領する日本円建の金額をもって日本円建てで負担するものとします。送金受取人に対しては本規約第14条による為替相場でBDOにおいてフィリピン・ペソに転換後、BDOにより、又は支払銀行若しくは提携先等を通じて、引き渡します。
6. 当社の本サービスにおける1日の送金上限額は100万円とし、これを超える送金は行いません。当社は、あらかじめ月間・年間の送金限度額を設定し、送金限度額を超える送金に応じられないことがあります。

第9条　送金契約の成立

1. 送金契約は、当社が指定した時間内に、送金資金、送金手数料及び諸費用を受取り、当社所定の基準に基づき海外送金依頼の内容の確認を行い、その結果、問題ないと判断したときに成立します。なお、必要に応じお客様に対して送金内容の確認を行い、確認が取れない場合、送金契約は成立しないものとします。
2. 送金契約が成立したときには、当社はお客様に次の方法により、計算書を交付します。計算書を必要とされないお客様は、送金レファレンス番号を控えておいてください。なお、計算書やレファレンス番号は契約の解除や組戻しの場合などに必要となりますので大切に保管して下さい。
 a. 当社窓口で送金依頼を受付けた場合：窓口で手交する方法
 b. 電話又は郵送で送金依頼を受付けた場合：
 i. 電子メールを送信する方法（お客様が電子メールによる受取りを希望し承諾した場合）
 ii. 電話及び郵送による方法（お客様が電子メールによる受取りを希望されなかった場合には、届出られている電話番号に電話し送金内容の明細をお知らせします。また、計算書の交付を希望される場合、速やかに届出られている住所に送付します。）

第10条　送金契約の一時停止あるいは解除

1. 成立した送金契約について、送金受取人が当該送金契約の対象となった資金を受取る前に、次の各号に該当する事由の一つでも当社が認めた場合、当社は顧客への通知を要することなく送金契約を一時停止あるいは解除できるものとします。これにより生じた損害等について、当社の故意又は重過失に直接起因する場合にその範囲を除き、当社は責任を負いません。
 a. 送金が日本の外国為替関連法規その他の法令等に違反するとき、又は日本政府により外国為替取引が停止されるとき。
 b. 戦争・内乱、若しくはBDO又は提携先等の資産凍結、その他同様の事象が発生又は発生のおそれのあるとき。
 c. 当該送金が、破産手続きの開始あるいはその懸念がある等の理由で、資産の凍結あるいは送金/支払停止の対象となることが疑われるとき。
 d. 送金が不正や犯罪にかかわるものであること、又はかかわるものであると疑うべき実質的な理由が判明した場合
 e. その他、送金契約の一時停止又は解除を認める相当の事由があるとき。
2. 前項に基づく解除の場合には、法令等に基づき別段の措置をなすべき場合を除き、お客様から受取った送金資金を、当社所定の手続きにより返却します。この場合、当社所定の本人確認資料を提出していただくこともあります。なお、当該返還手続きにより生じる費用はお客様が負担するものとします。

第11条　個人情報と送金指図の発信

当社は、送金契約が成立したときは、お客様の依頼内容に基づき遅滞なく、BDO に対して送金の指図を発信します。

1. お客様は、適用のある反マネー・ローンダリング法令、テロ資金対策法令及び関連並びにこれらに対応する社内規定に従い、必要に応じ、当社がお客様及び送金受取人その他送金取引に関係する者の情報を、BDO、BDOの現地法人、提携先及び関連する規制当局に提供することに同意するものとします。また、当社が送金取引を実行するに際して、お客様及び送金受取人その他送金取引に関係する者の情報をBDO（本サービスに係る子会社・関係会社を含む）及び提携先等（本サービスに係る取引店や委託先等も含むほか、支払銀行、仲介銀行（Correspondent Bank）、決済銀行、受取銀行その他送金手続に関与する金融機関を含む）等と共有すること、並びにフィリピン共和国に所在するBDOグループ会社、提携金融機関及び受取銀行その他送金処理に関与する者並びに送金処理上必要な外国に所在する第三者へ提供することに同意するものとします。
2. お客様は、送金サービスを履行する目的でお客様の個人情報を当社、BDO、BDOグループ会社及び提携先等に提供し、これらが当該目的でかかる情報を利用することに同意するものとします。
3. お客様の個人情報は、自発的にお客様より提供されます。お客様から必要な情報を得られない場合、当社は、送金を行うことができません。更に当社は、お客様に送金取引に必要な追加情報を求めることができるものとします。
4. 当社は、お客様の同意のない限り、お客様の情報を第三者に提供しないものとします。ただし、当社は、法令等上許容又は要求される場合又は本規約で認められている場合は、お客様の情報を第三者に提供できるものとします。
5. 当社、BDO並びにその現地法人及び提携先等は、個人情報の漏洩、紛失又は毀損防止のため、及び個人情報のその他安全措置のため必要かつ適切な措置を講じることとします。当社、BDO又はその提携先等に故意又は重過失がない場合、個人情報の漏洩、紛失あるいは錯誤等による第三者提供により生じた損害等については、その責任を負わないものとします。
6. 日本法や諸外国の法規制等で特段の定めのない限り、当社、BDO並びにその現地法人及び提携先等は、お客様から、既に提供された個人情報の訂正、追加あるいは削除の依頼を受けた場合、遅滞なく、依頼内容に従った修正を行い、その求めに応じ、直ちにその情報の削除あるいは抹消を行うものとします。但し、当社の求めにもかかわらず、当社の故意又は重過失によらず提携先等がかかる修正、削除又は抹消に応じない場合、当社がその責任を負うものではありません。

第12条　標準履行期間

お客様が指定することのできる送金方法及びその標準履行期間は、お客様の選択される送金方法によって異なります。利用される送金方法ごとの標準履行期間は、当社のウェブサイトで表示するとともに当社オフィス内に目につきやすい場所に掲示いたします。また、送金方法によって、当社は、カットオフタイムを設定しております。カットオフタイムについても日本及びフィリピンの時間で当社のウェブサイトとオフィスに掲示いたします。

第13条　送金手数料

1. 送金の受付にあたっては、お客様は当社所定の送金手数料及び諸費用を支払うものとします。送金手数料は、お客様の選択されたお取引により異なります。送金手数料及び諸費用については、当社のウェブサイト及び当社窓口に掲示します。なお、送金手数料についてはお客様に事前に告知することなく変更する場合があります。当該変更がなされた場合にも本項に定める方法によりその事実を提示いたします。
2. お客様から当社が受付けた送金について、海外送金依頼の内容の変更又は取消の依頼を受けた場合、お客様は別途当社所定の手数料を支払うものとします。

第14条　為替相場

1. お客様が日本円で当社に支払った送金資金を、送金受取人が受取るフィリピン・ペソへ転換する際の為替相場は、依頼日当日のBDOが設定した為替相場（BDOの営業日における日本時間午前10時ころ以降に設定。但し、依頼日がBDOの営業日ではない日については、前営業日の取引終了時点の適用為替レートとします。）を使用します。但し、営業時間中に為替が大幅に変動した場合には、予告なく適用為替相場の見直しを行い変更することがあります。

資金移動サービス取引利用規約(個人のお客様用)

2. 送金内容の変更に用いる為替相場は、当初の送金手続きが実行された際の為替相場を使用します。
3. 送金資金の組戻し及び返戻に用いる為替相場は、支払銀行や提携先等からBDOが当該組戻し又は返戻にかかる資金を受取った日のBDOの適用為替レートを使用し日本円に転換します。なお、お客様に対しては、相当円貨額から支払銀行や提携先等の手数料やチャージ等必要経費を控除した金額で支払うものとします。

第 15 条　送金依頼後の資金状況を確認する方法

1. 送金依頼後の資金状況については、以下の各号に掲げる方法で確認ができます。
 a. BDOから受取人あてに送付される、BDOに保有する受取人口座への入金通知（BDOの口座への入金方式の場合）又はBDOで現金受取可能である旨の確認通知（BDOで現金を受領する方式の場合）のSMS（ショートメッセージサービス）を、受取人が受領したかどうかを、受取人に確認する方法。
 b. BDOウェブサイトで照会する方法。
 c. 第24条に定める連絡先に照会する方法。
2. 送金依頼後の処理を適切に行うため、必要に応じ、当社はお客様に電話にて照会し追加的に情報の提供を依頼することがあります。お客様は、住所や電話番号等の連絡先が変更あるいは更新された場合には、変更の事実を証明する書類を添えて当社宛に届出るものとします。当社は、お客様の連絡先等の変更あるいは更新の届出が適切に行われ得なかったために生じた遅延や損失についてはその責任を負いません。当社は、送金取引を適切に実施するために追加的に情報の提供を依頼するする権利を有します。

第 16 条　送金依頼内容の変更・取消と組戻し手続き

1. 送金契約成立後に、次項に定める場合を除き、送金依頼内容を変更する場合には、次の手続きに従うものとします。但し、当社の判断によりそのまま送金契約に従い送金を実行することもできるものとします。
 a. 原則として、お客様は当社所定の書類に必要事項を記入の上で送金契約の変更依頼を行うものとします。なお、必要に応じて、当社所定の本人確認資料を求めることがあります。
 b. 当社は、送金内容の変更依頼を受け、その内容につき当社が問題ないと判断し次第速やかに、BDOに対し変更手続きを可能な限り早く行うように通知するものとします。ただし、送金手続きの進行状況、BDO又は提携先等による変更の拒絶、法令等の制限等により、その手続きができない場合があります。その場合には、次項に定める組戻し手続きによります。
 c. 変更手続きにより、又は支払銀行の拒絶その他の当社の責めに帰すことができない事由により若しくは当社に重過失なく変更が実行できないことにより生じた損害等については、当社は責任を負いません。
2. 送金契約成立後に、送金の全部又は一部の取消しを行う場合には、次に定める組戻し手続きによるものとします。但し、当社の判断によりそのまま送金契約に従い送金を実行することもできるものとします。
 a. 原則として、前項同様、お客様は書面で組戻し依頼を行うものとします。また、必要に応じて、当社所定の本人確認資料を求めることがあります。
 b. 当社は、組戻し依頼を受け、その内容につき当社が問題ないと判断次第速やかにBDOに指図し、その手続きを行うものとします。BDO、支払銀行あるいは提携先等による組み戻しの承諾及び資金のBDOへの返戻がなされたことを確認でき次第、お客様は、当社所定の「受取証書」に署名するものとします。その後、当社は速やかに第14条に定める為替相場により日本円に転換後、お客様の指定口座へ送金手数料受取人負担で振込むものとします。なお、原則として、店頭における現金払戻しは行いません。ただし、送金受取人が送金資金を受取った後、受取人の拒絶、BDO、支払銀行又は提携先等による拒絶あるいは法令等の制限等により、その手続きができない場合があります。
 c. 組戻し手続きにより、又はBDO、支払銀行若しくは提携先等による拒絶その他の当社の責めに帰すことができない事由により若しくは当社に重過失なく組戻しが実行できないことにより生じた損害等については、当社は責任を負いません。
3. 組戻し手続きにより、又はBDO、支払銀行若しくは提携先等による拒絶その他の当社の責めに帰すことができない事由により若しくは当社に重過失なく組戻しが実行できないことにより生じた損害等については、当社は責任を負いません。

第 17 条　送金不達時の取扱い

1. 送金受取人の所在不明等の理由により送金資金の受渡しができず、BDO、支払銀行又は送金先の提携金融機関等が定める所定の保管期間を超過した場合、当該送金資金はお客様に返戻されることになります。
2. 返戻に際して適用される為替相場、また、返戻の方法等については、本規約第14条3項及び第16条2項(2)に従うものとします。なお、原則として、返戻は当社が別途定める取扱手数料並びにその他の当該返戻手続きにかかる手数料及び諸費用を控除後の金額で振込むものとします。また、現金による返戻は行いません。
3. 返戻によって、又はBDO、支払銀行若しくは提携先等による拒絶その他当社の責めに帰すことができない事由により若しくは当社に重過失なく送金又は返戻が実行できないことによりお客様に生じた損害等については、当社は責任を負いません。

第 4 章　免責事項・責任・苦情等窓口・その他

第 18 条　免責事項

お客様及び第三者に、次の各号の事由により生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

1. 戦争・内乱・天災地変・労働争議・暴動、輸送中の交通機関の事故、法令等による制限・政府機関や裁判所等の公的機関の措置等やむをえない事情により生じた損害等
2. お客様又は通信事業者等の第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害若しくは電話の不通等により、本サービスの提供が遅延、不能等が生じたとき
3. 送金システムにつき、当社及びBDOが相当の安全策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線、又はコンピュータ等に障害が生じ、本サービスの提供に遅延、不能等が生じたとき
4. 当社及びBDOが、相当の安全策を講じていたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、その他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客様の取引情報等の漏洩により生じた損害等
5. お客様の責に帰すべき送金取引に関する誤記、誤字、脱字により、本サービスの提供に遅延、不能等が生じたとき
6. 関連する地域の通常の手続又はBDO若しくは提携先等の指示に従って取扱ったことにより生じた遅延
7. お客様からの送金依頼内容、例えば、受取人名・口座番号等における誤り又は不正確な事項に関して生じた損害等
8. お客様と送金受取人又は第三者との間で法的な紛争が生じた場合
9. 当社の管理が及ばない、例えば、送金資金の受け渡し以外の事由により生じた損害等

第 19 条　責任

本サービスに関連して当社がお客様に対して損害賠償義務を負う場合には、起因する海外送金依頼の送金資金の額を上限とするものとします。また、現地国の法律に起因する事由等当社の管理の及ばない事由により生じた損害等について、当社、BDO及び提携先等は責任を負わないものとします。但し、BDO及び提携先等に関し、それぞれ自身の故意又は重過失により生じた損害等については、この限りではありません。

第 20 条　個人情報の取扱い

お客様は、お客様の個人情報を当社の「個人情報保護方針」に従い取扱うことに同意するものとします。「個人情報保護の基本方針」は当社のウェブサイト及び窓口に掲示する他、お客様登録完了後に送付する必要書類に含まれています。

第 21 条　譲渡、質入れ等の禁止

お客様は、当社の書面による承諾なしに、当社との取引にかかる一切の権利について、譲渡、貸与、質入れを設定することはできません。

第 22 条　法令遵守に関する事項

本規約に優先する法令等、法令等に基づく命令や規制がある場合には、本規約にかかわらず、それらが適用されるものとします。また、本規約に定めのない事項については、日本及びその関係国の法令等、慣習及びBDOとその提携先等が定めたルール、手続きに従うものとします。

第 23 条　反社会的勢力及びテロリスト等との取引の禁止

当社は、反社会的勢力、テロリスト等及び国際テロリスト等であった者、並びにそれらの者に該当すると判断される者とは一切の取引を行いません。当社は、反社会的勢力やテロリスト等の暴力的な要求行為や法的責任を超えた不当な要求には応じません。

第 24 条　苦情等に応じる窓口の連絡先

お客様にサービスに関する問合せ、ご意見、苦情等がある場合、当社のカスタマー・コンタクト・センターにご連絡をいただくことができます。いただいたお電話については、サービス向上のため、録音をさせていただきます。
本サービスについての問合せ、ご意見、苦情等についての連絡先は、次のとおりです。
《日本における連絡先》
BDOレミットジャパン株式会社
住　　所：東京都新宿区西新宿一丁目3番13号
電話番号：(010)+800-8-631-8000, 080-0222-1185, 03-5909-0601
電子メール：bdoremitjapan@bdo.com.ph
受付時間：【平日・土日】　9：00 - 17：00　【祝日】10：00 - 15：00
※年末年始・当社指定休日を除く
《フィリピンにおける連絡先》
BDO Unibank, Inc., BDO Customer Contact Center
　住　　所：3rd Floor, 209 Ortigas Ave. Greenhills, San Juan, Metro Manila, 1500 Philippines
電話番号：+632-8631-8000
電子メール：callcenter@bdo.com.ph
受付時間：年中無休、24時間対応

第 25 条　苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は、資金決済法に定める苦情処理措置及び紛争解決措置を実施しています。当社の資金移動業に関する苦情処理及び紛争解決は、次の外部機関を利用することができます。
《苦情処理措置》
一般社団法人日本資金決済業協会「お客様相談室」　電話: 03-3556-6261
なお、同協会における相談・苦情対応の流れは以下のＵＲＬから確認できます。
http://www.s-kessai.jp/info/funds_consumer_inquiry_i.html
《紛争解決措置》
東京弁護士会紛争解決センター　　電話:03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター　　電話:03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター　　電話:03-3581-2249

第 26 条　規約の準用

本規約に定めのない事項については、各取引に係る規程、規則など当社の別途定めるところによるものとします。

第２７条　規約の変更

当社は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社の定める適切な方法（当社営業所への掲示、当社ウェブサイトへの掲載など）により事前に告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

第 28 条　準拠法及び合意管轄

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に基づく当社との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。ただし、訴額が60万円以下のものは簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。
3. 本規約は日本語で書かれたものです。本規約の翻訳版と日本語版の解釈に相違がある場合は、日本語版の解釈が優先されるものとします。